

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾

第12期（2018年10月1日～2019年9月30日）事業計画書

第1 組織会員数

会員数の目標 1,727人 (2018年12月11日現在の会員数1,724人)

入会金・会費収入の見込 1,700万円

	前年度 末	入会者数 (A)	退会者数	年末会員数	退会率	通訳案内士試験 合格者数(B)	A/B
2017年	1,414	497	249	1,662	17.61%	2,404	20.7%
2018年	1,662	315	253	1,724	15.16%	1,649	20.0%
2019年目標	1,724	261	258	1,727	15%	1,045	25.0%

(説明)

退会率を15%とすると、258名の退会者が出ると予想される。また、本年度の全国通訳案内士試験1次試験の合格者数は、1,799名であり、合格率が昨年と同様の58.1%とすると、1,045名となる。2019年度の入会者は、合格者数の20%と想定すると、約209名となる。

設立後、10年間、当交流塾は、会員数が増加してきたが、初めて、会員数が減少する可能性があるが、本年度は、事業内容の充実を図り、通訳案内士試験合格者数(B)に対する入会者数(A)の割合を25%にまで、高めることにより、1,727人の会員を目標とする。

第2 事業目標

そのためにも、以下のように魅力ある事業を実施し、組織づくりを行う。

1 活動の場の拡大

当交流塾が出資する True Japan Tour 株式会社において、2017年の直接のガイド・体験講師の派遣実績は、3,184人であった。2018年度は、4,249人と134.9%に増加した。これに GAdventures や Grand Circle への派遣を加えると、さらに派遣人数・金額が増大している。

これを内容的にみると、体験ガイドに比較して、ガイド派遣が増大し、また、長期・スルーガイドが増大している。この傾向は、2019年も確実に進展すると思われる。

一方、3月、4月には、ベテラン・中堅のガイド不足の傾向が顕著となっている。このため、新人研修やプレゼンテーション演習の受講促進、アサイン丸の登録者の増加、アサイン業務の適性化、スピード化を図る。

また、スルーガイドの確保に対応するために、True Japan Tour 株式会社と連携し、2019年3月より実施予定の認定ガイド制度の導入により、より優れたガイドの発掘と育成に取り組む。

2 広報活動の充実

前記1のとおり、通訳案内士に対する活動機会の提供は、ますます増大している。また、当面、会員総数の増大期は、終了しているため、機会の増加は、そのまま一人当たり会員の活動機会の増加と

なる。

しかしながら、当交流塾の活動が正しく理解されていない側面もある。

現在、三修社における出版活動等により、True Japan School や IJCEE の認知度が向上しつつある。したがって、より効果的な広報活動により、新人研修の受講者を増大させる。

3 会員のスキルアップを支援する

通訳案内士の業務独占の廃止や、さまざまな翻訳ツールの拡大により、通訳案内士の存在意義が問われる状況も見られる。また、スキルの高い通訳案内士へのニーズの高まりの中で、優秀なガイドの報酬が増加しつつある。

このような中で、初級・中級レベルの研修修了者が、より高いスキルを身に着ける研修を実施してほしいとの希望が寄せられている。こうしたニーズに対応し、以下の研修を実施していく。

- ・ True Japan Tour 株式会社の実施する新ツアーに対応した実地研修
- ・ 国立博物館、江戸東京たてももの園等建築関係の研修の充実
- ・ 平和、国会、政治、年金、国際比較など、幅広いトピック、コントラバーシヤルなテーマへの対応
- ・ True Japan Tour 株式会社の設置する新体験施設による顧客の増大に対応した食に関する研修の充実
- ・ スルーガイドの養成

4 関西支部における研修の充実

- ・ 従来分散していた研修会場が事務所ビルに集約でき、研修の機動的実施が可能となり、一層の開催数の増加に努める。本年より実施件数増やした「座学＋ウォーキング研修」が好評で集客力もあり、注力していく方針。
- ・ 講師陣の新規発掘にも努めており、高野山僧侶によるシリーズものの真言密教講座＋近畿大学外国人教授によるスピーキング講座を企画している。

また、外部業者との連携によるツアー造成にも注力しており、これに関連するガイド実践研修も組み込んでいく方針。

5 地方の通訳案内士等の支援

地方在住の通訳案内士から、研修を実施してほしいとの要望が寄せられている。また、多くのベテラン通訳案内士は、業務の多忙化により、座学での受講が困難との声が寄せられている。このため、以下の事業を実施することにより、要望に応えていく。

- ・ 本年度は、中京地区での新人研修・専門研修を拡大していく。
- ・ DVD 及び E ラーニングについて、多様なプログラムの作成を行う。

6 2019 年 長期継続会員に対する給付制度について

会員の長期継続に対する給付制度を、新年度においても実施する。この対象として座学、テキスト、E ラーニングを給付対象としていく。別紙議案のとおり

7 出版事業

前期は、全国通訳案内士の受験対策として、「通訳案内の実務」、「英語二次」の原稿を作成し、三修社から出版した。今期は、「日本地理」、「日本歴史」、「英語1次」などを出版する。

大手出版社を経由した出版事業は、著作権料にとどまるため、売上高の減少を伴うが、以下の効果が期待できる。

- ・ 入念な校正による質の充実
- ・ 一度発行した著作物の長期的な著作権料収入
- ・ 発行部数の増加
- ・ 当交流塾の知名度の向上
- ・ 当交流塾のブランド力の向上
- ・ 上記効果を踏まえ、新人研修受講者の増大、地方会員の拡大

第3 事業計画

1 日本文化の担い手、国際的な人材の育成事業（主たる事業収入）

(1) 通訳案内士等の人材育成事業

事業	2019年(2018年10月～2019年9月) 見込		摘要
	日数	金額	
通訳案内士新人研修	34日	15,184,000	関東20日, 関西10日, 中部3日
ガイド研修(関東)	195日	11,707,000	増上寺、秋葉原、鎌倉等
日本文化研修	265日	12,500,000	茶道、着物、料理等
ガイド研修(関西)	84日	4,326,000	
バス研修・地方研修	10日	2,479,000	
eラーニング		4,500,000	
意見交換会	17日	1,126,000	
グッズ		436,000	
計	671日	51,758,000	

(2) 出版・DVD

事業	2019年(2018年10月～2019年9月) 見込		摘要
	金額		
出版・DVD	5,000,000		

第4 収入および支出の見込み

項目		2018年第2期 (2018年10月～2019年9月)
総収入	入会金・会費収入	17,000,000
	主たる事業収入	57,258,000
	その他雑収入	548,000
総収入		74,806,000
総費用		74,806,000
当期正味財産増減額		0

第4 新日本通訳案内士協会 第2回通常総会議題「法定研修への対応について」

1 目標

2018年観光庁の実施する「通訳案内の実務」の冒頭においては、以下のように記述している。

「今回の見直しによって、通訳案内業務における参入規制がなくなることで、多くの方がこの分野に参入することが予想されますが、全国通訳案内士は、高い語学力を有しているとともに、訪日外国人旅行者に対して我が国の歴史、地理、文化等について、正確に、かつ直接伝えることができる人材として国家資格を得た者であり、急増する訪日外国人旅行者や多様化するガイドニーズに的確に対応していくためには、今後も重要な役割を担っております。

観光庁としても、質の高い全国通訳案内士が「憧れの職業」となるよう環境を整備していきたいと考えていますので、本研修を受講し、全国通訳案内士として活動する上で必要となる知識・能力を修得・再確認することにより、訪日外国人旅行者に対して質の高い通訳案内を提供するとともに、継続して通訳案内業務の知識・能力の維持・向上に努めて頂きたいと考えています。皆様のより一層のご活躍を期待しております。」

2020年から、全国通訳案内士の法定研修の受講が始まる。当交流塾においても、通訳案内士があこがれの職業となるように努める。まず、観光庁への登録を進めるとともに、実施準備を強化する。その際、登録団体とならない通訳案内士団体との連携を強化していく。

当交流塾においても、全国通訳案内士が「憧れの職業」となるように高く目的を掲げます。

2 法定研修の実施にあたっての基本的な考え方。

2018年1月、通訳案内士法の改正により、通訳案内士の業務独占制度が廃止され、職業としての全国通訳案内士制度は、危機的な要素を有しています。特定非営利活動法人日本文化体験交流塾は、このような状況のなかで、危機を回避し、全国通訳案内士が「憧れの職業」となるように、最善の努力を尽くしたいと考えています。つきましては、下記のように、論点を整理するように、提案します。

記

1 法定研修及び自主研修等に対する考え方

改正された通訳案内士法には、以下のように規定されています。

第30条 全国通訳案内士は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第35条から第37条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。

(略)

第33条 全国通訳案内士は、第30条第1項に定めるもののほか、外国語に関する講習を受講するこ

とその他の全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

2020年からは、法第30条に基づき、法定研修が義務付けられます。当交流塾としては、なるべく多くの方が受講し、よって、通訳案内士のレベルに対する「信頼性の確保」、「制度の確保」に努める必要があると考えます。

なお、「新たな通訳案内士のあり方検討会」では、参考(末尾に掲載)のように案が提示されています。

また、第30条第1項に基づく法定研修については、当交流塾としては、「1 旅程管理に関する基礎的な事項」、「2 災害発生時における基礎的な対応」については、現在実施中の観光庁研修「通訳案内の実務」のおさらいに終わることなく、通訳案内士にとって、真に必要なでかつ、受講したくなる内容の研修にすべきと考えます。

例えば、災害発生時の対応としては、医療通訳の専門家を講師として、下痢、高熱、怪我、熱中症等への対応を学ぶなど、実践的な内容を検討していきます。

また、第33条に基づく「外国語に関する講習を受講することその他の全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上」(スキルアップ研修)については、ネイティブスピーカーや、文化の専門家を招聘するなど、通訳案内士にとって魅力的かつ役に立つ内容となるように、検討していきます。

2 実施方式について

(1) 座学

以下のメリットがあるので、可能な限り座学により実施します。

- ① 講師による直接の座学は、理解度の向上に役立つとともに、医療救急などの分野では、実演・実技・演習も理解度を高めると思います。
- ② 法定研修である以上、本人確認が不可欠です。本人が登録証を持参することにより、正確に確認行為が実施できます。
- ③ 同時に開催する様々なスキルアップ研修を合わせて実施することにより、受講率を高められます。
- ④ 高齢者を含め、インターネットに精通していない方でも対応できます。

(2) 地方での実施

以下の理由により、可能な限り地方都市での実施を推奨し、かつ支援します。

- ① 地方都市では、研修の機会も少なく、せっかくの資格を活かせない全国通訳案内士が多数います。法定研修という機会を活用し、地方在住の通訳案内士の学習機会の向上を図ることにより、全国的な通訳案内士の質の担保、信頼性の確保に努めます。
- ② 地方での研修会開催については、山梨、新潟、沖縄等の通訳案内士団体と連携して実施することにより、各地域の通訳案内士相互の連携を強化します。
- ③ 法では、「都道府県知事は、全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。」とされています。自治体に働きかけ、法定研修への支援を依頼することにより、通訳案内士育成について、各県と通訳案内士のパイプの

強化を目指します。

④ エージェントとの交流会を合わせて開催し就業機会の拡大をはかるなど、出席したくなる研修会を開催します。

(3) E ラーニング

(1)、(2)で対応できない方への代替措置として、E ラーニングを以下のように実施します。

① 座学研修の録画映像を配信することにより実施します。

② 受講のためのパスワード及び、テキストや教材等の資料を郵送します。これにより、本人確認の精度を高めます。

③ 郵送された資料を活用して答える E ラーニングの確認テストにより、受講確認を行います。

④ E ラーニングの実施に関し、受講料の徴収、確実な本人確認(なりすまし受講の排除)等について、技術的な検討を進めます。

⑤ 本人確認や観光庁への受講証明の発行に関し、個人情報の保護がきわめて重要です。個人情報保護に関する規定を整備するとともに、執務室等の環境整備をはかります。

定期研修の内容について(たたき台)



○ 定期研修の内容については、以下の内容を骨格として検討してはどうか。

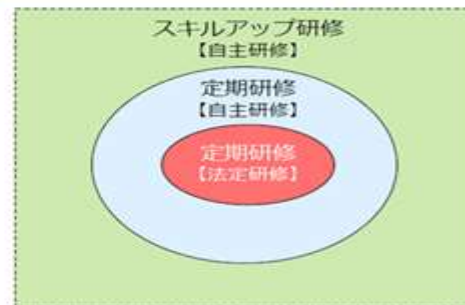
研修内容の骨格(案)

研修項目

以下の内容を柱とすることでどうか。

- 1. 定期研修(法定研修)**
旅程管理や緊急対応時に関する知識、旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識等、通訳案内士が実務において求められる内容とする。
⇒各団体が共通して実施する研修内容(義務)とする。
- 2. 定期研修(自主研修)**
法定研修の補完となる研修、初任者研修について真に必要な業務の実施に関する研修内容とする。
⇒各団体が独自に実施する研修内容(任意)とする。
- 3. スキルアップ研修(自主研修)**
通訳案内士のコミュニケーション能力や、旅行者に対する献身的な対応能力など、通訳案内士としてのスキル(ヒューマンスキル)を向上させる内容。
⇒各団体が独自に実施する研修内容(任意)とする。

定期研修のイメージ



※定期研修(自主研修)については、観光庁が受講することを推奨(通達)

(参考)

登録研修機関について

改正通訳案内士法第三十条に規定された通訳案内研修は、新たに観光庁長官の登録を受けた登録研修機関が実施することとなっている。この登録研修機関は、改正通訳案内士法の定めに基づき、研修業務規程を定め、財務諸表等の備付け及び閲覧等が義務付けられている。

通訳案内士法抜粋

第五節 登録研修機関

(登録研修機関の登録)

第三十五条 第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(登録基準等)

第三十七条 観光庁長官は、第三十五条の規定により登録を申請した者の行う通訳案内研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によって行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 (略)

(研修業務の実施に係る義務)

第三十九条 登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十三条 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かななければならない。

2 (略)

なお、これまでの通訳案内士の団体に関する規定（旧通訳案内士法第三十五条）は、改正法により削除された。今後も、任意団体として全国通訳案内士の能力の維持向上に関する研修は自由に行うことができるが、登録研修機関研修を実施するには、登録研修機関として、改めて観光庁長官の登録を受ける必要がある。